

遺言

セカンドライフの安心設計 ～退職後の不安を解消～

平成25年8月24日 13:30~15:45
於: パスレル保谷

主催: NPOプラス・ド・西東京

西東京市ライフプラン研究会代表
ファイナンシャルプランナー/行政書士
原 孝雄

<http://www.takaoffice.org/anshin/>

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

1

セミナー日程

	日 時	テーマ
1	4月20日(土) 13時30分~15時45分	年金・医療・介護はいくら? (セカンドライフの必要資金は?)
2	6月29日(土) 13時30分~15時45分	相続・贈与・遺贈 (誰に何をどう遺すか?)
3	8月24日(土) 13時30分~15時45分	遺言 (遺言を実際を書いてみましょう!)

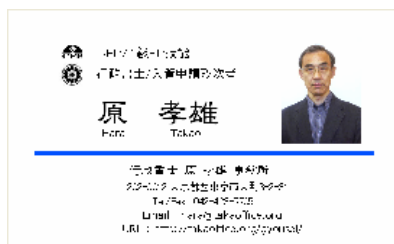
* 各テーマは1回ごとに完結します。テーマ毎に参加可能です
* 具体的事例については、別途個別相談を行います。

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

3

自己紹介



- ・現役時代はIT系コンサルタント(エンジニア)
- ・2006年 地域社会への復帰のためFPの勉強開始
 - 2009年 CFP認定、1級FP技能士
 - 2010年 行政書士事務所開設

- ・2009年地域デビュー
- ・セミナー実績
 - 2011年「セカンドライフの安心設計」(全7回)
 - 2012年「セカンドライフの安心設計」(全3回)
 - 「親子deおこづかいゲーム」(2回)

西東京市 民生委員・児童委員
編集委員会委員長 児童福祉部会副会長
原 孝雄
担当地域 東町三丁目
西東京市東町3-2-31 042-423-5705
*地域活動
西東京市 社会教育委員 市民委員
西東京市 社会貢献型後見人 受任中
西東京市 ふれまち「クリーンあけぼの」 代表
西東京市 ライフプラン研究会 代表
西東京市 太極拳協会 会長
NPO法人 東京太極拳協会 監事

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

2

復習. 相続争いの回避策⇒遺言の作成

- ・遺言は遺産分割協議に優先します (遺言がないと遺産分割協議へ)
(遺書とは違います)
エンディングノートも争族防止に有効です
- ・遺言自由の原則
– 私たちは、自分の財産を遺したい人に遺したいだけ自由に遺すことができます
遺言が優先します。内容は自由です。が、感情まで考慮しないと、争族は残ります
- ・遺留分
– 但し、一定の相続人(除く、兄弟姉妹)には一定の割合が法律で保証されています。遺言でも侵害できません。
勘定だけでは

遺言としては有効

遺留分を侵害する場合は妥当性ある説明を
「特別受益の持戻し免除」の場合は要注意
寄与(遺産から除外→遺留分が減る)の実情への言及は要注意
相続人の廃除(遺留分を与えたくない)は容易でない

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

4

遺留分 ～相続人に保証された最低限の取り分～

- 配偶者や子どもには遺留分がある：
 - たとえ遺言でもこれを侵害することはできない
- 兄弟姉妹には遺留分はない
 - 従って、配偶者の他に第3順位の兄弟姉妹がいる場合、配偶者に全資産を相続させたいなら、遺言に明記しておくこと。
 - 兄弟姉妹には、代襲相続があるので、遺言がないと、場合によっては配偶者が困ることとなる

全体の遺留分	①直系尊属のみが相続人の場合は1/3 ②その他の場合は1/2
共同相続人 各自の遺留分	遺留分を法定相続の割合で分割 妻と子供2人の場合、妻が1/4、子供各人が1/8

- 遺留分減殺請求は、侵害を知った日から1年以内に！
 - 取得した財産が遺留分より少なかった相続人は、遺留分を侵害している相続人や受贈者に対して不足分を請求することができる
 - 請求しないまま1年が過ぎると、時効により権利が消滅します。

U

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

5

遺言

- 遺言-相続争いの回避策
 - 遺言の必要なケース
- 遺言を残そう
 - 遺言でできること、できないこと
- 遺言の種類と特徴
 - 自筆証書遺言
 - 公正証書遺言
- 自筆証書遺言の書き方
 - 事例
 - クイズ
- 自筆証書遺言を書いてみよう！
- 遺言・相続関連サービス
 - 誰に依頼するか？

13時35分

14時35分

休憩 10分

14時45分

15時30分

15時30分

15時45分

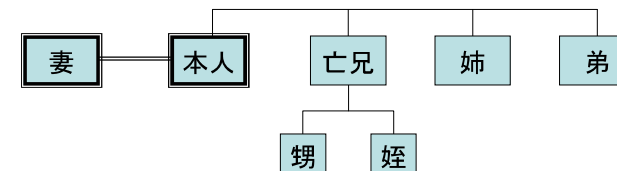
8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

6

1. 遺言の必要なケース 事例1

- 子供のいない夫婦の場合(直系尊属は既に死亡)



- 夫婦で営々と築いてきた財産は、自分の死後当然妻のものになるだろう

⇒いいえ！姉、弟、甥、姪の同意(遺産分割協議書)が必要

- 遺言がなければ、配偶者(3/4)と兄弟姉妹(1/4)で遺産を分割
- 分割協議が纏まらないことがある(甥や姪に頭を下げてお願いする)

⇒遺言があれば、ご希望通り、全財産を奥様に残せます

- 兄弟姉妹には遺留分がありません

⇒夫婦別々に相互遺言を作るべき

但し、奥様が亡くなった後は、残った財産を甥に継がせたいと本人は思っても、妻は自由に処分できるし、法定相続になれば、財産は妻の親族に渡ってしまう。

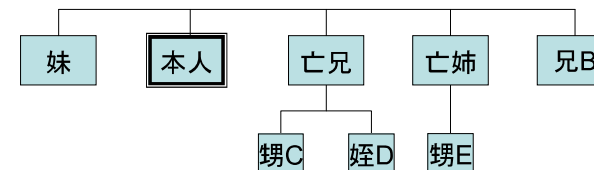
8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

7

1. 遺言の必要なケース 事例2

- 疎遠者がいる場合(配偶者、子、直系尊属がいない)



- 父の相続の際に兄Bと揉めて以来疎遠になっている
 - 何かあったときには甥Cと妹に相談に乗ってもらっている
 - 甥Cと妹に今後のことを託したいと思っている
- ⇒遺言によってご希望通りの相続対策ができます。
- ⇒早めの対策によって安心した人生が送れます

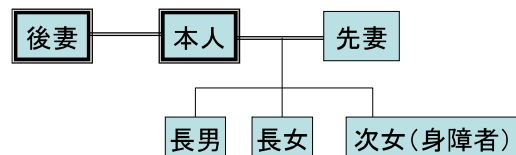
8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

8

1. 遺言の必要なケース 事例3

- 後妻の場合(後妻には子、連れ子がいない)



- 後妻と先妻との間の子との折り合いがよくない
 - 同居していなかったり、仲が悪かったりする場合
 - 後妻にスムーズに自宅を遺せるか、心配だ...
 - 身障者の二女には、金融資産を多めに遺したい...
- ⇒遺言があれば、遺産分割協議をする必要もなく、残された妻に自宅を相続させたり、特定の子供により多くの遺産を相続させることができます。

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

9

2. 遺言を残そう

- 法定相続で満足できますか？
あなたの意思・想いを伝えましょう
 - 法定相続分と異なる分配が可能
 - 法定相続人以外の者(友人、知人、公益機関)に遺贈することが可能
 - 相続人間のトラブルを未然に防止できる
- 相続は遺言で行いましょう
 - 遺言は法定相続に優先(法定相続は補充的なもの)
- 15歳以上なら誰でも遺言できます
 - 誰でもできる簡単な行為です
 - しかし、正常な意思能力(認識・判断能力)を持っていることが条件→思い立ったが吉日→まず書くこと！→定期更新
 - 相続人側からは「書いて下さい」とは言い難い
- 遺言の形式は法律で厳格に決まっています
 - 内容は自由ですが、法的拘束力のある事項は限定

本当にそれで良いの？
熟慮！熟慮！熟慮！
熟慮できる内に....

正解はない

相続とは(平等?)に分けること、だが...
あなたが残したいのは→家族の「絆」
相続では親が「かすがい」→遺言

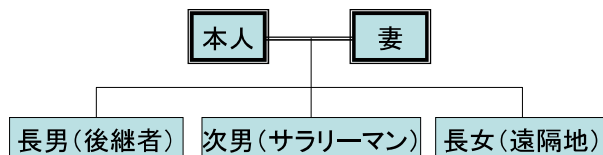
8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

11

1. 遺言の必要なケース 事例4

- 事業継承の場合(農業や個人事業を営んでいる人)



- 資産の大半が農地
 - 長男夫婦が同居して、本人夫婦の老後を見ている
 - 長男に農業を継承予定...農地を全て長男に相続させないと
 - 長男の嫁にも世話になっているので、何か遺してやりたい
- ⇒遺言があれば、後継者には事業用資産を中心に相続させ、その他の相続人には現金等を相続させるなどの工夫ができます。
- ⇒事業に貢献した後継者には、寄与分を考慮した相続割合にするなどの配慮も必要でしょう。
- ⇒事業用負債は後継者に負担させたい旨の遺言も可能です。

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

10

2. 遺言でできること(法定遺言事項)

身分上	① 非嫡出子の認知 ② 未成年後見人の指定、未成年後見監督人の指定
相続に関係	① 推定相続人の廃除、廃除の取消し ② 相続分の指定、指定の委託、 ③ 特別受益の持戻しの免除 ④ 遺言分割の指定、指定の委託 ⑤ 分割の禁止(最長5年間) ⑥ 相続人相互の担保責任の指定 ⑦ 遺贈の減殺の順序、及び割合の指定
財産処分上	① 遺贈 ② 寄附行為 ③ 信託の設定
遺言執行	① 遺言執行者の指定、指定の委託、復任権、報酬
その他	① 祭祀承継者の指定 ② 生命保険金受取人の指定、及び変更 ③ 遺言の取り消し

跡継ぎ遺贈はできない

遺言類似(福祉型)信託:遺言より自由に記述できる
・遺言通りに、相続手続きをスムーズに実行させるため指定
・「認知の届出」や「推定相続人の廃除」を指定した場合は必須

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

12

2. 遺言とエンディングノートの比較

	遺言書	エンディングノート
内容	死後についての法律関係を定めるための 最終意思の表示	万が一の時に備えて、様々な項目について記載。備忘録としても活用できる
法的効力	特定事項に限り法的 拘束力 有	法的拘束力は 一切ない
記載事項	法律で規定された、身分上、相続関連、財産処分、遺言執行、他	・自分の履歴、・資産の情報 ・親族の情報、・友人の情報 ・介護・治療(告知・臓器提供・終末治療への要望) ・ペットの世話 ・葬式の内容と墓への要望 ・遺言的内容(相続など(拘束力なし)) ・電子情報(メールやネットサービスのアカウントやPCデータの処分方法等) ・大切な人へのメッセージ
注意	法律で定める一定の方式や作成方法に従う必要がある	機密性、保全性、伝達性に留意のこと 相続分の指定は別途遺言が必要
特徴	附言で、想いを残すことが可能だが、エンディングノートのよう な詳細な情報は不可能	法的効力はないが、残された遺族に与える影響は大きいことに留意が必要 誕生日が書き込む(更新する)よい機会

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

13

2. 相続争いを防ぐ良い遺言とは

- ・予備的遺言を忘れないこと
 - 推定相続人(又は受遺者)が先に死亡してしまい、作り直しをする際に、遺言者が認知症になっていた場合を避けるため
- ・夫婦相互遺言をしておくこと
 - 共同遺言の禁止
 - 子供のいない夫婦の場合、最終的に夫婦の両方が死亡した際に財産をどうするのかを決めておく必要がある。「〇〇に全て相続させる。〇〇が先に死亡していた場合は△△に全て遺贈する」等の相互遺言を作成すること
- ・漏れをなくすこと
 - 「その他一切の財産は〇〇に相続させる」という条文を最後に入れる。これで、漏れがなくなる
- ・遺言は公正証書にしておくこと
 - 遺言の存在、解釈などでの紛争の余地がなくなる。不備により無効となることも考えられない。検認の手続がいらないので、速やかに移転登記や預金の払出しなどができる。費用がかかるが、検認などの手間暇や心労を考えるとより安心・安全

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

15

2. 相続争いを防ぐ良い遺言とは

- ・自分の意思を明確に伝え、家族に理解されること
- ・トラブルを生じさせないこと
 - 表現が曖昧(解釈が幾通りにもできる)
 - (特別な理由もなく)特定の相続人に極端に有利
 - 遺留分に配慮(侵害も可能だが、その理由を明確に)
- ・付言事項(法律的な意味はない)を付け加えること
 - 分割理由を示すと、後に相続人同士の争族防止に有効
- ・遺言執行者を指定しておくこと
 - 親族でも可能。但し、高齢者の場合や多忙な場合、また相続人の利害関係が交錯して相続がスムーズに進まない場合がある
 - そうした場合に遺言内容を第三者の立場から忠実・公平に実行するのが遺言執行人です
 - 遺言執行人の指定は遺言でしかできない
- ・法的に有効なこと
 - 法律で一定の方式や作成方法が定められている

できれば納得

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

14

2. 遺言の注意点・・・無効のリスク

- ・遺言能力
 - 遺言を書いた時に判断力(財産処分能力)があった事の証明が必要なことがある。どの程度の能力かは法文上は明らかでない
 - 様々な工夫(日記を残す、手紙を残す)
 - 裁判官が判断
遺言者の真意を確保→遺言者の意志の実現
- ・自書(自署)能力(自筆証書遺言)
 - 添え手があっても自署と見なされることがある
 - 判例:妻の添え手は無効、弁護士の添え手は有効
- ・口述能力(公正証書遺言):厳格説/緩和説
 - 判例:単に肯定または否定の挙動を示す →NG
 - 判例:書面の通読に大きく頷いて承認 →OK
 - 判例:簡単な肯定の返事+認知症+複雑な相続 →NG

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

16

2. 遺言の注意点・・・効力が不安定

- 複数の遺言書があった場合
 - 前と後の遺言の内容が抵触する時は、抵触する部分についてのみ、後の遺言で前の遺言を取消したと見なされる
 - 2つの遺言書が同じ日付の場合は、時間的に後のものが優先。時間が記入していない場合は、記載上、あるいは記載外の事情によって決める
 - 自筆証書遺言と公正証書遺言に優劣はない
- 遺言の撤回方法(自由に撤回・取り消し可能)
 - 後の遺言で撤回。直接で最も明快な方法だが、撤回を争われる恐れもあるので、後の遺言は公正証書が望ましい
 - 遺言書を破棄。遺言者が故意に破棄したときは、破棄した部分については遺言を撤回したものと見なされる
 - 遺贈の目的物を破棄または生前に処分(含む第3者に譲渡)。誤解を招かないためにも新しい遺言を作り直すべき

遺言を書いて貰っても、...

新しい遺言が出てくる?

銀行は遺言があっても遺産分割協議書を要求することがある

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

17

3.1 自筆遺言証書の長所・短所

- ① 遺言の存在、内容ともに秘密にできる
- ② 簡単に作成でき、費用がかからない
- ③ 立会い証人が不要
- ④ 証人がいないので、後日偽造・変造・隠匿等の問題が生じることがある
- ⑤ 文意不明、形式不備による無効、紛争の恐れがある
(作成したら、一度専門家に見てもらいましょう)
- ⑥ 訂正の方式が面倒
(書き直した方がよい)
- ⑦ 家庭裁判所の検認が必要(相続開始後)
 - 遺言の有効・無効を判断する手続ではない
 - 検認を経ないで遺言を執行すると5万円以下の過料
- ⑧ 紛失や相続人に発見されない恐れがある

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

19

3. 遺言の種類と特徴

自筆証書遺言 (年間検認件数 約1.4万件) 総数不明	1. 全文が自筆であること 2. 日付(年月日)があること 3. 署名があること 4. 印が押してあること(実印が一般的)
公正証書遺言 (年間作成件数 約8万件) 毎年増加中	1. 証人二人以上の立会い 2. 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述 3. 公証人が遺言者の口述を筆記し、遺言者、証人に読み聞かせる 4. 遺言者、証人が筆記の正確なことを承認した後、各自が署名、押印
秘密証書遺言	あまり行われない

以上は普通方式。特別方式の遺言:殆ど無い

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

18

3.1 自筆証書遺言書の検認

- 検認とは、相続人に対して遺言の存在と内容を知らせること、及び遺言の形状、日付、署名など検認の日現在の遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造、変造等を防止するための証拠保全の措置
- 申立手続き
 - ① 申立人: 遺言書の保管者または遺言書を発見した相続人
 - ② 申立時期: 遺言者の死亡後、遅滞なく
 - ③ 管轄: 相続開始地の家庭裁判所
 - ④ 申立費用: 収入印紙、郵便切手など
 - ⑤ 添付書類: 申立人、遺言者、相続人全員の戸籍謄本

• 結構大変。家裁で相続人が揉めることも
• 申請してから1ヶ月以上してから検認

• 遺言者の出生から死亡まで
• 相続人全員

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

20

3.2 公正証書遺言の長所・短所

- ①遺言書の変造・偽造・隠匿・紛失の危険性はない(公証役場で原本を保管)
- ②公証人が作成するので手続き上無効になる恐れが(殆ど)ない
- ③自書できない人でも遺言の内容を話すことができれば、作成可能(「口授」の範囲が問題になることも)
- ④家庭裁判所の検認が不要
- ⑤手続きが面倒
- ⑥作成費用がかかる
- ⑦立会い証人が二人必要
 - ・未成年者、推定相続人、受遺者、推定相続人の配偶者や直系血族、公証人の配偶者・四親等内の親族・書記・雇人はなれない
- ⑧立会い証人には、内容が知られてしまう
 - ・守秘義務のある専門家へ依頼するのが安心・安全です

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

21

3.2 公正証書遺言の作成方法

1. 現在の資産(不動産、預貯金、国債、株など)と誰に相続させる(遺贈する)か、遺言執行者を誰に頼むかなどを決める
2. 不動産の登記簿謄本(登記事項証明書)や銀行通帳で対象(地番、家屋番号、銀行・支店名、口座番号等)を特定
3. 遺言文例集を参考に、下書き(原案)を作成
4. 原案は専門家(弁護士や行政書士等)に確認して貰う
5. 証人二人を決める。必要に応じ公証役場に相談
6. 公証役場へ電話して公正証書遺言の作成日時を予約、必要書類を確認。できれば公証役場に出向く
7. 公証役場に遺言の内容(原案)と資産の内訳を説明し遺言公正証書作成手数料の概算を計算してもらう
8. 不足している必要書類を準備
9. 予約した日時に、公証役場に(証人二人共に)出向く。遺言者は必要書類と実印を、証人二人は免許証等と認印を持参
10. 公証人の前で、遺言の内容(原案)を述べる(メモを渡す)
11. 公正証書原本の内容を確認し、遺言者と各証人が署名、押印
12. 遺言公正証書の正本と謄本を受け取り、費用を支払う
13. 正本、謄本の一方は、推定相続人や遺言執行者等に預ける

専門家に依頼すると、遺言書案の作成から公証人との調整等の作業をしてくれる。最後に出向くだけ

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

23

3.2 公正証書遺言の作成に必要な書類

- ① 戸籍謄本
- ② 不動産登記簿謄本、固定資産税評価証明書
- ③ 財産の内容を記載したメモ
- ④ 遺言者の印鑑証明書または運転免許証等本人を証明するもの
- ⑤ 遺言者の実印
- ⑥ 証人の実印と印鑑証明書→認印でも可
- ⑦ 証人二人の氏名、住所、生年月日、職業を記載したメモ
- ⑧ その他公証人が指示した書類

公証人は、複雑な問題であっても、法律的に見てきちんと整理した内容の遺言を作成する専門家です。方式の不備で遺言が無効になる恐れはありません。しかし、公務員という立場上、遺言者の相続問題等に、内容的に深く立ち入るような助言は難しいそうです。(何が最善など簡単には言えませんし・・・)
また、例えば遺言の内容に懸念を感じたとしても、公正証書の作成を公務員として拒否できません。(個人事業主として稼ぐ必要もあります)

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

22

4. 自筆証書遺言の書き方

1. 推定相続人を確認
2. 現在の資産(不動産、預貯金、国債、株など)と誰に相続させる(遺贈する)かを、書類にする。相続額や遺留分等を試算
3. 文例集等を参考に、下書き(原案)を作成
4. 紙、ペン、印鑑、封筒を用意
5. 原案を推敲・確認して、正式な遺言書をペンで書く。全て自筆で丁寧に書く。ワープロや代筆は禁止。添え手も避ける。偽造されないよう、数字は漢数字で書く。
6. 日付(○月吉日は不可)を入れて、自分の名前を書き、印鑑を押す。印鑑は実印が良いが、認印でも構わない
7. 遺言書が複数枚になる場合は、綴じ目に契印を押す
8. 訂正箇所があれば、全て書き直す
9. 完成したら、専門家(弁護士や行政書士等)に確認して貰う
10. 封筒に入れ、封印をする。(封印は必ずしも必要ではない)
11. 封書の裏に案内文を書き、推定相続人、受遺者、信託のおける友人、遺言執行者などに預けておくか、自分で保管。日記などに書いておく。貸金庫は要注意。
12. いつでも書き直し可能(環境の変化に応じて。毎年元旦など)。新しい日付の遺言が有効。古い遺言はできれば破棄

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

24

4.1 自筆証書遺言の事例(標準的)

遺言書 ———— タイトルは遺言書 ———— 全て自筆で

遺言者東京太郎は次のとおり遺言する。

- 妻東京花子に次の不動産を相続させる。
土地 所在、地番、地目、地積
建物 所在、家屋番号、種類、構造、床面積
- 長男東京一郎に次の財産を相続させる。
・株式会社××の株式すべて（預託先××証券×支店）
- 長女東京和子に次の財産を相続させる。
××銀行××支店の遺言者名義の定期貯金すべて
- 上記以外の財産は、すべて妻東京花子に相続させる。
- 遺言執行者として下記の者を指定する。
東京都西東京市××町×丁目×番×号
行政書士 行政士郎
- （付言事項）
この遺言は、妻花子が幸せな人生を送れるようにと考えて遺しました。
一郎と和子は、二人で協力して、お母さんを助けてあげて下さい。

平成××年××月××日 ———— 正確な日付 ————
東京都西東京市××町×丁目×番×号
遺言者 東京太郎（印） ———— 実印が望ましい ————

登記簿謄本と
同じに記載

正式名称で記載
特定できるように
漏れをなくす

法的効力や拘束力
はないが残された
家族へのメッセージ

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

25

4.1 自筆証書遺言を書く前に

- ・推定相続人の確認(正確に)
 - 配偶者
 - 子供(一代襲相続人)
 - 直系尊属→兄弟(一代襲相続人)
- ・現在の資産目録を作成(今回は適当に仮定して)
 - 不動産: 居住用土地・家屋
 - 有価証券: 株・国債
 - 現金・預貯金:
 - 生命保険:
 - 相続時精算課税適用財産の価額、3年以内の贈与財産など
 - 債務:
- ・法定相続分と遺留分を確認(適当に)
- ・相続と贈与の方針を確認
 - 誰に何を相続または贈与するかを明確にする(勘定はハッキリと)
 - ・ 債務の相続は債権者を拘束しない
 - ・ 不動産の共有は避けたほうが良い
 - ・ 祭祀承継者も必要に応じ指定(詳細は別途記載しておく)
 - 付言事項を熟慮する(感情を忘れずに)

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

27

4.1 自筆証書遺言の事例(子供なし)

遺言書 ———— 全て自筆で ————

第1条 遺言者である私東京太郎は、遺言者の有する一切の財産を、妻東京花子(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

第2条 遺言者は、遺言者の死亡以前に妻東京花子が死亡したときは、遺言者の有する一切の財産を、甥東京善夫(昭和〇年〇月〇日生)に遺贈する。

第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、第1条の場合は妻花子を、第2条の場合は受遺者東京善夫をそれぞれに指定する。

第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として下記の者を指定する。
東京都西東京市××町×丁目×番×号
行政書士 行政士郎

第5条 遺言執行者に対する報酬は、遺言者がこの遺言について遺言執行者との間で取り決めた金30万円を支払うものとする。

平成××年××月××日
東京都西東京市××町×丁目×番×号
遺言者 東京太郎（印）

予備的
遺言

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

26

5. 自筆証書遺言を書いてみよう

・どこが間違っているでしょう

遺言書

私、東京太郎は、次のとおり遺言する。

- 妻東京花子に、次の財産を与える。
 - (1) 自宅
 - (2) ●●銀行の定期預金
- 長男東京一郎には、次の財産を与える。
株券とゴルフ会員権
- その他のだいたいの財産は、
長女東京和子のものとする。

右遺言のため、遺言者自らこの証文の全文を書き、日付および氏名を自書し、自ら押印した。

平成〇〇年〇月吉日
東京都〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
遺言者 東京太郎

与える:「相続」か「遺贈」かあいまい。「相続させる」か「遺贈する」と記入する

自宅: 複数の居宅があった場合、特定できない。不動産については登記簿謄本通り正確に記載

●●銀行の定期預金: 預金については銀行名だけでなく、支店名・口座種類・口座番号を明記。ただし残高は変動することが考えられるので書かない方がよい。

株券とゴルフ会員権: 株券については会社名と株数、ゴルフ会員権はカントリークラブ名等を明確にしておく。

その他のだいたいの財産: あいまいな表現は後のトラブルのもとになります。相続財産を特定させる。

記載漏れ財産が出てきた時の対応

「吉日」: 日にちが特定できない。遺言書無効になる。

押印漏れ
実印が望ましい

全文自筆かな?

愛称はダメ

付言事項がなくて大丈夫?

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

28

5.1 自筆証書遺言を書く前に

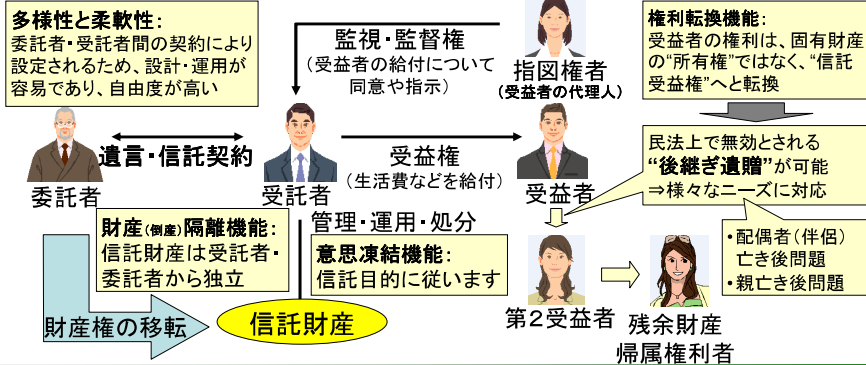
- 推定相続人の確認(正確に)
 - 配偶者
 - 子供(→代襲相続人)
 - 直系尊属→兄弟(→代襲相続人)
- 現在の資産目録を作成
 - 不動産:登記簿謄本、路線価
 - 家屋:固定資産評価額
 - 有価証券:株・国債
 - 現金・預貯金:残高証明
 - 生命保険:
 - その他の財産:
 - 相続時精算課税適用財産の価額
 - 3年以内の贈与財産の価額
 - 債務:
- 法定相続分と遺留分を確認
- 相続と贈与の方針を確認
 - 誰に何を相続・贈与するか
 - 祭祀承継者(必要に応じ)
- 付言事項を熟慮

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, evenly spaced across the entire page. These lines are designed to help children learn letter formation and alignment by providing a guide for the height and placement of their writing. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

参考. 個人信託による財産管理と資産継承

「信託」とは、一般的には「信託して第三者に託すこと」を意味しますが、法律上には財産管理手法の1つとして、資産保有者(委託者)が「遺言」又は「信託契約」によって、信託できる相手(受託者)に対して資産(不動産・預貯金・有価証券等)を移転し、受託者は、一定の目的(信託目的)に従って、特定の人(受益者)のためにその資産(信託財産)を管理・処分する一連の仕組みです。

日本では、信託は馴染のない概念で普及していない
2007年に新信託法が登場→混乱が予想される

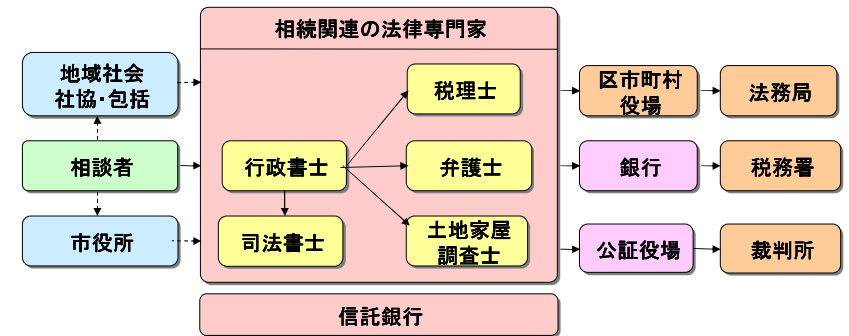


8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

29

6. 誰に依頼するか？



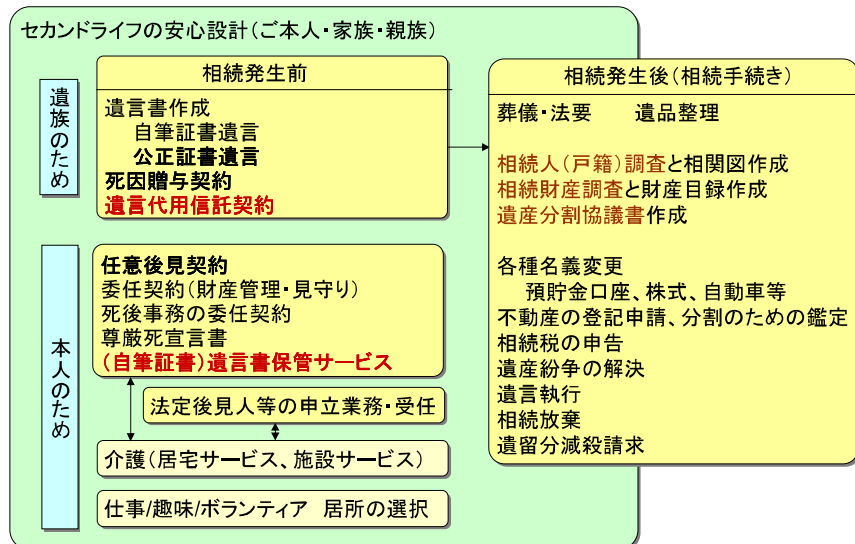
国家資格	主な業務	主な官庁
行政書士	遺言書の作成サポート、行政への届出、遺産分割協議書の作成、戸籍の取得	市町村役場など
税理士	相続税申告、準確定申告	税務署
弁護士	相続に関する紛争やトラブルの解決	裁判所
司法書士	相続不動産の登記(土地・建物)	法務局

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

31

6. 遺言・相続関連サービス



8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

30

セカンドライフの安心設計
-遺言-
ご清聴有難うございました
Q&A

不明点や質問等がありましたら、
原(電話042-423-5705)まで
お問い合わせください

8/6/2013

CFP & 行政書士 原孝雄 事務所

32